様式第12号(第5条関係)

養護受託申出却下通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

身延町長

　あなたは、　　　年　　月　　日付けで身延町老人福祉法施行細則第5条の規定による養護受託者の申出をされましたが、養護受託者として認め難いので通知します。

却下理由

担当

電話

教示

　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、身延町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

　また、この決定があったことを知った日(身延町長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する身延町長の裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、身延町を被告として(訴訟において身延町を代表する者は、身延町長となります。)、甲府地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。